

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効  
○保安林の指定の解除の予定  
○土地改良区の定款変更の認可

(薬務課) 一  
(森林整備課) 一  
(北部地方振興事務所) 一

## 公 告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定自立支援医療機関の指定  
(精神保健推進室) 一  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定自立支援医療機関の指定の辞退  
(同) 二  
○開発行為に関する工事の完了  
(建築宅地課) 二  
○選挙管理委員会  
○証票の無効 二

ページ

## 告 示

○宮城県告示第五百七十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)  
第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定  
により告示する。

令和五年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名 一 (ベンゾ「d」)「一、三」ジオキソール五イール 一 二 (ブチルアミノ)ブタ

ノールオン及びその塩類

(通称名: N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

令和五年九月十日

○宮城県告示第五百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を  
解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

柴田郡川崎町大字川内字茨山一の一・二の一・二の七・二の八(以上四筆について次の図に示す

部分に限る。)、二の一七から二の一九まで、二の二一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び川崎町役場に備え置  
いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百八十一号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十  
条第二項の規定により、令和五年八月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台  
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年九月八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 駒 井 達 貴

## 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第

五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年九月八日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くるみ薬局	大崎市古川李埜二丁目六一一	令和五年八月一日
東町調剤薬局	栗原市築館伊豆二丁目六一二〇	令和五年八月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年九月八日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
くるみ薬局	大崎市古川李埜二丁目六一一	令和五年七月三十一日
アサヒ薬局	大崎市三本木字北町七八一	令和五年七月三十一日
東町調剤薬局	栗原市築館伊豆二丁目六一二〇	令和五年六月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県利府町青山二丁目十六番

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区中野二丁目五番地の九

株式会社スモリノトチ

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和五年八月二十三日以降無効とする。

令和五年九月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

記

証票番号

㊦ 第三号の〇六六